



税制改正の

あらまし

I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

中小企業者等の法人税率について、次の見直しを行った上で、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

- イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（現行：15%）に上げられます。
- ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

2 中小企業投資促進税制の見直しと延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合、取得価額（船舶は取得価額の75%が対象）の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る）が適用できる中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

改正案では、関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、以下の項目に全て該当する場合、その株式又は出資は除外されます。

- イ その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合
- ロ 一定の承認会社[※]がその農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合など

※「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいいます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

3 中小企業経営強化税制の見直しと延長

成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、経

営力向上計画に基づいて行う設備投資について即時償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%）を適用できる中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に収益力強化設備（B類型）に対し売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を講じるほか各類型の要件の見直し等を行った上で、適用期限が2年間延長されます。

生産性向上設備（A類型）

【現行】旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備
【改正案】旧モデルと比べて生産性（単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれか）が年平均1%以上改善する設備

収益力強化設備（B類型）

【現行】投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
【改正案】投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備
【改正案】経営規模の拡大促進に係る拡充措置（B類型の拡充措置）
 ・投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備
 ・売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表（ロードマップ）を作成していること
 ・基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること
 ・売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること
 ・投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること
 ・経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること 等
→対象設備に建物及びその附属設備（1,000万円以上）を追加
 ・賃上げ率2.5%未満は、特別償却または税額控除の適用はなし 等

デジタル化設備（C類型）

【現行】遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
【改正案】廃止

経営資源集約化設備（D類型）

修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上上昇する設備
【改正なし】

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

4 中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備を取得等した場合に16%の特別償却（令和7年3月31日までに取得等した場合は18%）が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の

特別償却制度)について、その対象設備からサーモグラフィ装置を除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から1年以内に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

5 企業版ふるさと納税の延長

国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の最大6割を税額控除できる地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、認定地方公共団体が寄附活用事業の確認書面を内閣総理大臣に提出すること、寄附活用事業の契約等によって寄附金を支出した法人の名称を内閣総理大臣に報告することや公表する場合があること等の見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に支出する特定寄附金について適用されます。

6 防衛特別法人税の創設

わが国の防衛力強化に係る安定的な財源を確保するため防衛特別法人税が創設されます。
具体的には、課税標準となる法人税額から500万円を控除した金額に、新たな付加税として、当分の間、税率4%が課されます。

適用時期

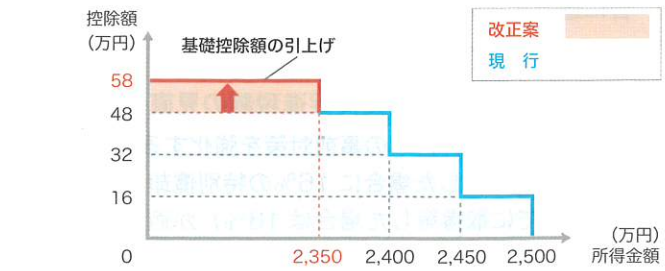
令和8年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

Ⅱ 所得税関係

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

①所得税の基礎控除の引上げ

基礎控除額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対処するために、所得税の基礎控除額が現行の最高48万円から最高58万円に引上げられます。



具体的には、合計所得金額が2,350万円以下の者の基礎控除額が左下図のように10万円引上げられます。
なお、個人住民税の基礎控除額(最高43万円)は据え置かれます。

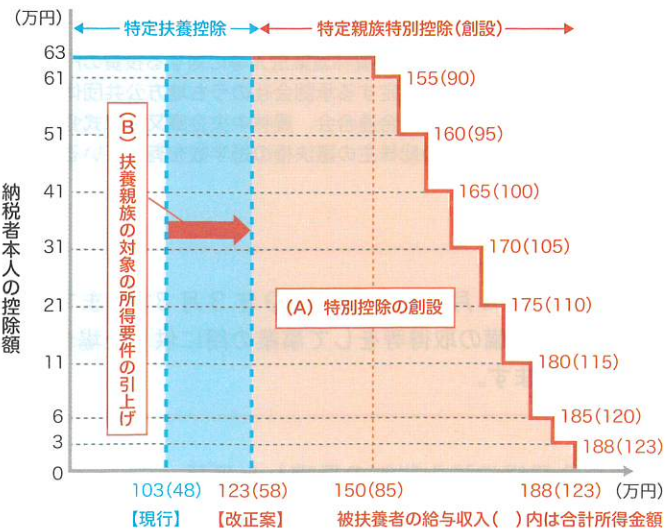
②給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が適用される収入の者の場合、収入が増えても控除額は増加しない構造のため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引上げられます。
また、この見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等について所要の措置が講じられます。
なお、個人住民税についても、給与所得控除の55万円の最低保障額が65万円に引上げられます。

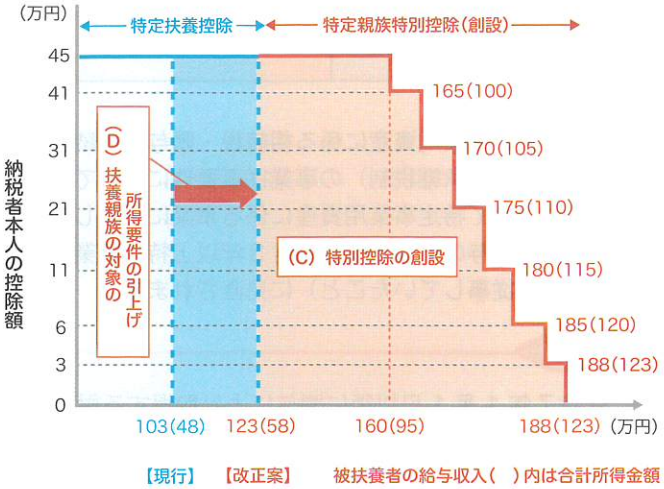
給与収入	控除額
162.5万円以下	55万円【現行】
190万円以下	65万円【改正案】
360万円以下	収入金額×30%+80,000円
660万円以下	収入金額×20%+440,000円
850万円以下	収入金額×10%+1,100,000円
850万円超	195万円

③特定親族特別控除の創設・特定扶養控除の見直し等

現下の厳しい人手不足の状況の中、特に大学生のアルバイトの就業調整については、税制が一因となっているとの指摘があることから、新たに大学生年代の子等に係る特定親族特別控除が創設されます。19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額等が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除が適用でき、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合は親等が受けられる所得控除が段階的に逓減します(下図A)。
また、扶養親族の合計所得金額に係る要件について、基礎控除の引上げを踏まえ、現行の48万円以下から58万円以下(給与収入123万円以下に相当)に引上げられます(下図B)。



なお、個人住民税についても、所得税同様、大学生年代の子等に関する特別控除が創設され(下図C)、扶養親族の合計所得金額に係る要件について48万円以下から58万円以下(給与収入123万円以下に相当)に引上げられます(下図D)。



④その他の所要の措置

- イ 配偶者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額の要件が58万円以下(現行:48万円以下)に引上げられます。
 - ロ ひとり親控除の対象となるひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下(現行:48万円以下)に引上げられます。
 - ハ 勤労学生控除の対象となる勤労学生の合計所得金額の要件が85万円以下(現行:75万円以下)に引上げられます。
- ※ イ・ロ・ハとも、個人住民税で同様の措置が講じられます。

適用時期

①~④の改正については、令和7年分以後の所得税(令和8年度分以後の個人住民税)について適用されます。なお、実務上は、令和7年12月の年末調整から適用することとなります。

(注)上記の改正については、自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、「いわゆる『103万円の壁』は、国民民主党の主張する178万円をめざして、来年から引上げる」ことが令和6年12月11日に合意され、三党間で引き続き協議を行うこととされています。今後の国会審議等にご留意ください。

2 子育て支援に関する政策税制

①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和6年度税制改正で、令和6年限りとして措置された子育て世帯等[※]における住宅ローン控除の借入限度額の上乗せ措置が、令和7年も引き続き1年間限りの措置として講じられます。
また、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り適用できる新築住宅等の床面積要件の緩和措置(床面積50㎡→40㎡)について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できるように見直されます。

住宅の区分	借入限度額	
	子育て世帯等	それ以外
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

※「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長

既存住宅のリフォームに係る特例措置(工事費用相当額の250万円を限度に10%を税額控除)について、令和7年も引き続き1年限りの措置として講じられます。子育て世帯等^{※1}が居住用家屋に一定の子育て対応改修工事^{※2}を行い、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合が適用対象になります。
なお、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

- ※1「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。
- ※2「一定の子育て対応改修工事」とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る)のいずれかの工事で、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

③子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分の所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。
なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更はありません。
また、一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は、控除の適用対象から除外しないこととされます。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

適用時期

- ①、②の改正については、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。
- ③の改正については、令和8年分の所得税について適用されます。

3 DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ

勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について以下の見直しが行われます。

イ 確定拠出年金制度の拠出限度額が見直されます。

	適用対象	拠出限度額（月額）	
		現行	改正案
企業型確定拠出年金（DC）	確定給付企業年金未加入者	5.5万円	6.2万円
	上記加入者	（注1）	（注1）
個人型確定拠出年金（iDeCo）	第一号被保険者	6.8万円	7.5万円
	企業年金加入者	2.0万円	（注2）
	企業年金未加入者（注3）	2.3万円	6.2万円

（注）1 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額となります。

2 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額となります。

3 第一号被保険者及び第三号被保険者を除きます。

ロ 企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。

ハ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者で、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者が新たに制度の対象とされ、その拠出限度額は月額6.2万円とされます。

二 国民年金基金の掛金額の上限が月額7.5万円（現行：月額6.8万円）に引上げられます。

適用時期

適用時期については、改正される確定拠出年金法等において定められることとなります。

Ⅲ 資産税関係

1 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和9年12月31日まで）です。

改正案では、法人版事業承継税制の特例措置における役員

就任要件について、贈与の直前において役員等であること（現行：贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること）に見直されます。

現行	改正案
贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること	贈与の直前において役員等であること

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）の事業従事要件についても、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと（現行：贈与の日まで引き続き3年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと）に見直されます。

適用時期

令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

Ⅳ その他

1 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が取得する、生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の特例措置について、次の見直しが行われた上で、その適用期限が2年間延長されます。

改正案では、雇用者給与等支給額の引上げの方針を同計画に位置づけ、これを従業員に表明した場合、同計画に基づき取得する対象資産の課税標準について、以下のとおり見直されます。

要件	課税標準額
雇用者給与等支給額を1.5%以上引上げ	最初の3年間 価格の1/2
雇用者給与等支給額を3%以上引上げ	最初の5年間 価格の1/4

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

*このパンフレットは、令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。